

農地の貸借りの仕組みが変わります

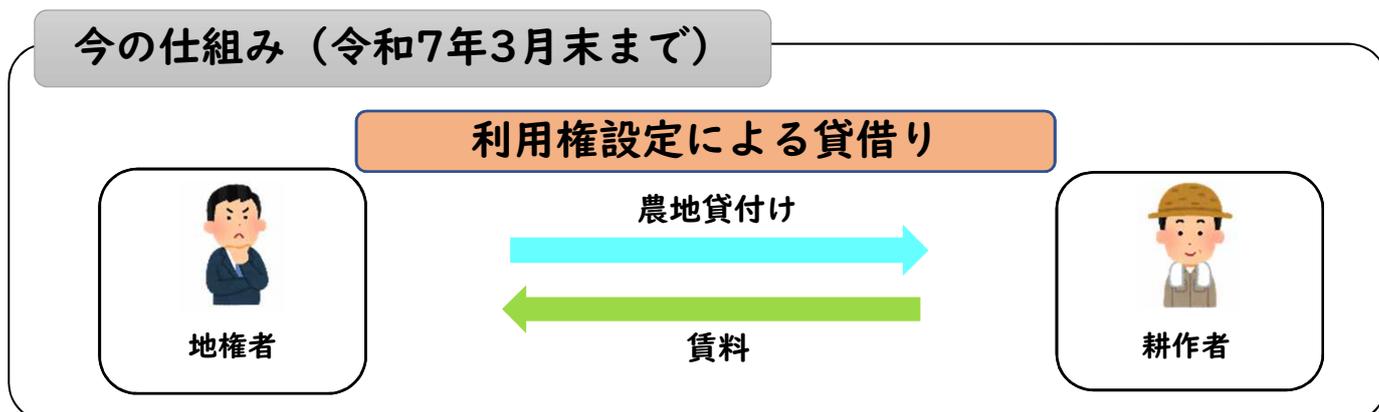
変更ポイント

- ◆ 今まで農業委員会を通していた、利用権設定(※)での貸借りは「令和7年3月末」をもって**廃止**されます。
- ◆ 今後、地域の話し合いを行い、農地1筆ごとに“将来”利用する耕作者を示す「**目標地図**」を含む「**地域計画**」が作成されます。
- ◆ 法改正により、農地の貸借りは、「目標地図」に基づき「**農地中間管理機構**」を経由した貸借りに変わります。

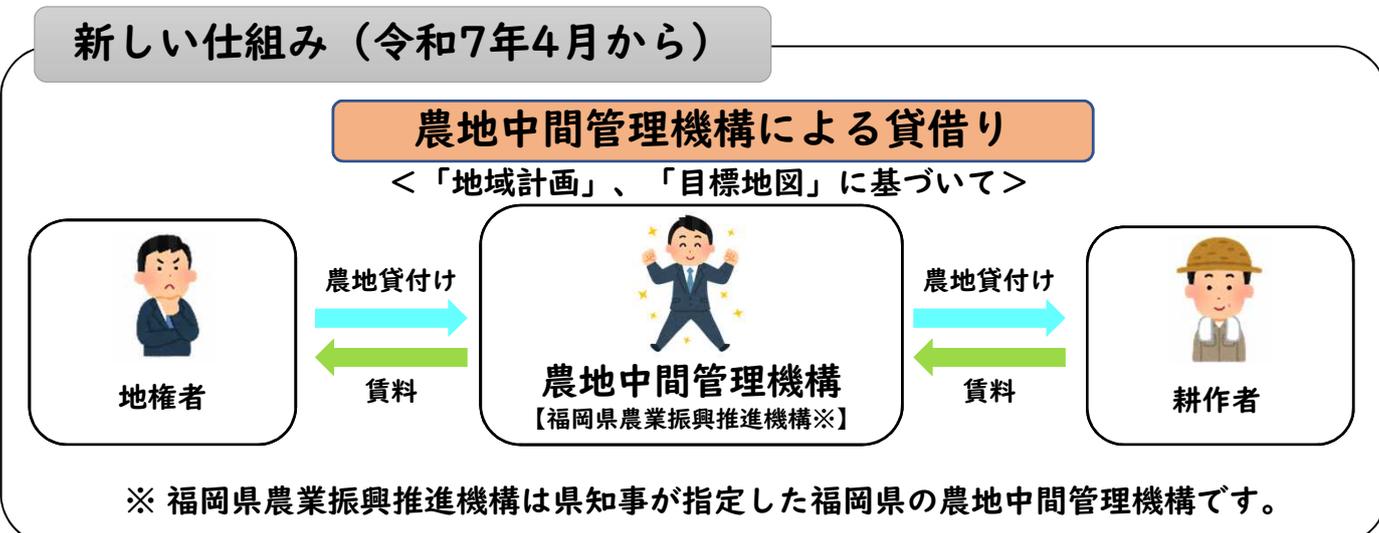
※ 地権者と耕作者との「相対」による農地の貸借りのこと。

裏面に、制度や手続きの説明がありますので、ご覧ください。

今の仕組み（令和7年3月末まで）



新しい仕組み（令和7年4月から）



※ 福岡県農業振興推進機構は県知事が指定した福岡県の農地中間管理機構です。

Q&A

Q. これまでの契約はどうなるの？

- ◆ 令和7年3月末までに利用権設定で結ばれた契約は、その契約の期間満了までは有効です。
- ◆ 利用権設定による農地の貸借りは、令和7年3月末、または契約したい農地がある地域で地域計画が策定されるまでは新規および更新の手続きが可能です。

Q. 農地中間管理機構とは？

地権者から耕作者へ農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織です。

Q. 新たな仕組みで何が変わるの？

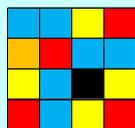
農地の貸借りは、地域の話し合いで作成された「地域計画」の「目標地図」に基づいて、農地中間管理機構を経由する手続きに変わります。

Q. 「地域計画」とは？

将来の地域農業を、地域の方々や関係機関等の意見を踏まえ、計画し、策定するものです。内容は、地域で行う農業への取組を明記するものです。「目標地図」も取組の一つです。また、「目標地図」には、農地ごとに将来の耕作者を地図上で示していくことになります。

利用権設定による貸借り

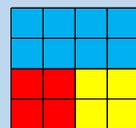
誰かいないかな



非効率な農地利用

地権者が耕作者を探さなければならず、農地がバラバラに・・・

農地中間管理機構による貸し借り



「□」、「■」、「□」にまとまった農地を貸付けできた!!

将来営農がしやすいように、「目標地図」を作ってよかった！作業がしやすい！



※ あくまでもイメージですが、目指すのはこのような形です。

申請の手続き

- ◆ 貸借りの申請は各市町村で受け付けます。
- ◆ 耕作者が決まっていない場合は、事前に農業委員会へ相談してください。
- ◆ 申請内容が、地域計画・目標地図を確認し、問題ないと判断された場合、農地中間管理機構を通じた農地の貸借りが行われます。

問い合わせ先

福岡県農業振興推進機構
大刀洗町 農政課・農業委員会

TEL:092-716-8355
TEL:0942-77-6201